（東京学芸大学名誉教授）
齋藤　裕
瑞宝中綬章を授ける（各通）
鈴木眞喜男
瑞宝小綬章を授ける
古賀　慶藏
飯塚起世美　井城　明都
金森　満　小林　和稔
浪越　純子　橋爪　一久
細川　誓雄　細田　武春
水野　怜
瑞宝双光章を授ける（各通）
大山　征也
安藏　光　大古田恭平
竹脇　健一　田中　朋厚
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
武士　堯郎
古川　郁夫
水越金六郎
（東京工業高等専門学校名誉教授）
加藤　牧夫
瑞宝小綬章を授ける
加藤　史朗
泉岡　哲雄　鴻巣　俊彦
田中　輝男　福里　義信
西澤　英雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
杉本　晃章
川本　勉　白上　教男
芳賀　文男　本山　茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
吉野てる子
瑞宝中綬章を授ける
跡部　篤郎　一條　春雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
稲井　聚
綾　正行　大畑太右衛門
小太刀寛二　手塚　國俊
丸山　治　三宅　好夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　和夫
原口　巖
宮田　一男
倉澤　克壽
瑞宝単光章を授ける（以上七月四日）
永井　宰
瑞宝小綬章を授ける（七月五日）
池上　岑夫
（東京外国語大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
清瀬　量平
（東京大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
長尾　弘
林　堯
山川　忠利　山田耒三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月六日）
押野　知行　林　幸雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
田口　豊
瑞宝単光章を授ける（以上七月七日）
株式会社一如社
株式会社高尾
富士宮信用金庫
日本特殊陶業株式会社
株式会社三光

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

鐘ヶ江政明　寺田　和正　田中甚太郎
渡部　隆夫　郷倉　伸人　鴫　剛
伊藤　勝之　梅田　哲男　竹田　永一
左野　勝司　細川　數夫　廣瀬　修治
高松　孝之　藤原よし子　稲垣　都

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

酒井　義博　内野　哲
古賀野親男　平野　泰三

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

吉田　茂　平野　京子　三塩　清己
日比野　尚　中村　晉也　冨岡茂太郎
大野　耕造　大谷　重友　大山　永吉
黒岩　恒雄　長岡今朝吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

関根チヱ子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

全国共済農業協同組合連合会北海道本部
医療法人佐世保同仁会
株式会社広島東洋カープ
サントリーホールディングス株式会社
大昭建設株式会社
株式会社ヘルシーカンパニー・二十一シー

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社三光

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故杉山孝雄遺族　杉山　郁代

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年七月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故安田淳一遺族　安田サカ子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年八月九日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年九月十三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　岩﨑　透
生年月日　昭和三十年十二月五日
旅券申請上の住所　中華人民共和国広東省珠海市拱北粤海中路一〇一八号和華大厦一一〇一
二、返納すべき旅券
旅券番号　TZ〇六三五八〇五
発行年月日　平成二十一年三月三日
旅券名義人　岩﨑　透
三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、平成二十二年七月五日、佐倉簡易裁判所から、覚せい剤取締法違反・関税法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十二年七月十二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

公告

諸事項

工場財団

宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目12番地1**北日本くみあい飼料株式会社**の青森県八戸市大字河原木字海岸24番地7北日本くみあい飼料株式会社八戸工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年8月9日
青森地方法務局八戸支局

有権者申出方

元当局所属公証人桑原和敏の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成22年8月9日
青森地方法務局